

# 重要事項説明書

作成日 令和6年 4月 1日

## 1. 事業主体概要

事業主体名	医療法人社団寿光会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 作田 美緒子
所在地	千葉県いすみ市岬町和泉字苅込台 330-1
資本金（出損金）	2億5560万円
法人の理念	高齢者が自立した生活が困難になった利用者に対して、専門的な知識や技術を用いて安心と尊厳のある生活を送れるよう支援する
他の介護保険関連の事業	介護老人保健施設 グループホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 通所介護事業所 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所 訪問介護看護事業所 居宅介護支援事業所
他の介護保険以外の事業	医療療養型病院

## 2. 事業概要

事業所名	小規模多機能ホーム いきいきの家稲毛海岸
事業の目的	事業者は、高齢者の方々が在宅で自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで出来る限り住み慣れた自宅にて、日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営む事を支援します。
ホームの運営方針	完全個室におけるプライバシーの保護と自由な空間や時間を演出し個人の意思を最大限に尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を行い、利用者の身心の状況や、希望を念頭に、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、出来る限り住み慣れた環境で過ごして頂くように支援致します。
ホームの責任者	堀田 将伸
開設年月日	平成 31年 4月 1日
保険事業者指定番号	1290600046
所在地、電話、FAX	〒261-0012 千葉県千葉市美浜区磯辺 1-50-2 (電話) 043-307-8206 (FAX) 043-307-8205
交通の便	京葉線「稲毛海岸駅」、総武線「稲毛駅」からバス、「稲浜ショップ」下車、徒歩7分
敷地概要 (権利関係)	敷地面積 1,225.00 m <sup>2</sup> 自用
建物概要 (権利関係)	構造 : 木造2階建て 延べ床面積 : 1227.25 m <sup>2</sup>
居室の概要	個室 6室 10.14 m <sup>2</sup> (宿泊サービス用)
共用施設の概要	トイレ 浴室 居室 リビング・ダイニング
緊急対応方法	建物周囲フェンス設置
防犯防災設備	消火器常備・自動火災報知機・スプリンクラー・

避難設備等の概要	消防機関へ通報する火災報知設備・誘導灯
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 美浜区全域、稲毛区(作草部町、作草部、千草台、天台町、天台、萩台、穴川町、穴川、小仲台、轟町、弥生町)、花見川区(朝日ヶ丘1~3丁目、5丁目、西小中台、畑町、宮野木台1丁目)、中央区(院内、春日、要町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月曜日~日曜日 9時~16時 (基本時間)
訪問サービス	月曜日~日曜日 24時間営業 (基本時間)
宿泊サービス	月曜日~日曜日 16時~9時 (基本時間)

### 4. 職員体制 (主たる職員)

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			介護福祉士 介護支援専門員	認知症対応型サービス事業管理者研修
計画作成担当者	1		1			看護師 介護支援専門員	認知症介護実践者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
看護師	1		1			看護師資格	
介護従事者	7	4		3		介護福祉士 ヘルパー2級	認知症介護実践者研修
事務	1		1				

### 5. 勤務体制 (※昼間18人利用、夜間宿泊6名分)

管理者	勤務時間 8:45~17:00 1人
介護支援専門員	勤務時間 8:45~17:00 1人

昼間の体制 (介護職員)	訪問介護職員：常勤換算で一人以上配置 通所介護職員：常勤換算で通所介護利用者数が3人又は端数を増すごとに1人以上配置。 (原則として、看護師または准看護師1人以上配置)
夜間の体制 (介護職員)	1人(夜勤 16:30～翌9:00)
夜間自宅待機 (オンコール体制)	1人(16:30～9:00)

#### 6. 利用状況 (令和6年3月1日現在)

利用者数	利用登録者数 15人 総定員 29人
要介護度別	要支援 1:2名 要介護度 1:3名 要介護度 2:7名 要介護度 3:2名 要介護度 4:1名 要介護度 5:0名

#### 7. ホーム利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は9:00～17:00です。
- ・宿泊のご連絡は、お食事の準備の都合上3日前までのご連絡をお願いいたします。
- ・ペット、不要な大金・宝石・貴金属、危険物、その他、共同で生活するにあたり不相当と思われるものは持ち込むことができません。
- ・飲酒は適当な場所や時間であれば可能です。
- ・全館禁煙です。

#### 8. サービスおよび利用料等

##### (1) 介護保険の給付となるサービス

##### ① 通いサービス

小規模多機能型居宅介護いきいきの家稲毛海岸にて、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(食事、入浴は任意です)

- 1、 食事 食事の提供及び食事の介助を行います。調理場で利用者と職員と一緒に料理を作ったり、盛り付け等をします。
- 2、 入浴 基本的には入浴ですが、ご本人様の状態や気分により、清拭になる時もあります。衣類の脱着、洗髪、洗身のお手伝いを行います。身心の状態を見て機械浴なども利用して安心して入浴して頂きます。
- 3、 排泄 利用者の状態に合わせて適切な排泄支援を行います。

- 4、 機能訓練 利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の維持を行います。
- 5、 健康チェック 施設に到着後に健康チェックを行います。
- 6、 送迎サービス 利用者の希望により、ご自宅と施設の送迎を行います。

## ② 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いして、食事、排泄介助、洗濯、清掃、料理作りのお手伝い、お買い物の同行等の日常生活上の世話をいたします。

※訪問サービス実施のための必要な備品（水道、ガス、電気等）は無償で使用させていただきます。

※下記の要件に該当する行為は致しません。

- 1、 医療行為
- 2、 利用者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
- 3、 飲酒及び利用者もしくはその家族などの同意なしに行う喫煙
- 4、 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 5、 その他利用者もしくはその家族に対する迷惑行為

## ③ 宿泊サービス

小規模多機能居宅介護 いきいきの家稲毛海岸に宿泊して頂き、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

### 介護保険の自己負担金

※基本料金（1月当たりの自己負担額）・・・1ヶ月ごとの定額料です。

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	3,737円	7,473円	11,209円
要支援2	7,551円	15,102円	22,652円
要介護1	11,326円	22,652円	33,978円
要介護2	16,646円	33,292円	49,938円
要介護3	24,215円	48,430円	72,645円
要介護4	26,715円	53,429円	80,143円
要介護5	29,468円	58,935円	88,402円

※介護保険の自己負担料金は月ごとの定額料ですが、体調不良などで介護計画よりも利用日が少ない場合や、利用が介護計画よりも多くなってしまっ

ても自己負担料金に変更はありません。

月の途中から登録した場合及び月の途中で登録を修了した場合は、その期間に応じて日割りした利用料金を頂きます。

利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をお支払い頂きます。要介護認定後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）

介護保険の介護度に変更された場合は、変更された介護度に合わせて、利用者負担額が変更されます。

その他（加算）	1割負担	2割負担	3割負担
認知症加算（Ⅰ）	997円/月	1,933円/月	2,989円/月
認知症加算（Ⅱ）	964円/月	1,928円/月	2,892円/月
初期加算	33円/日	65円/日	98円/月 (但し登録後最初の30日)
看護職員配置加算	975円/月	1,950円/月	2,925円/月
総合マネジメント体制 強化加算(Ⅰ)	1,300円/月	2,600円/月	3,899円/月
処遇改善加算	各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数（円）に13.4%が加算されます		

## (2) 介護保険の対象とならないサービス

保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用料に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
居室の提供(家賃)	無し
光熱水費	無し
食事の提供	朝：450円、昼：650円、夜：550円 おやつ：100円
宿泊に関する料金	1泊につき3,000円
個人消耗品の費用	嗜好品、オムツ代個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。
レクレーション、クラブ活動	利用者の希望により、レクレーションやクラブ活動に参加できます。材料代金等の実費を頂きます。

通常の実施地域以外の送迎費交通費	通常の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費 1 k mにつき 100 円の実費になります。
------------------	---

水光熱費、食費は別途消費税がかかります。

#### 8. 協力医療機関名

協力医療機関名	医療法人社団駿心会 稲毛病院
診療科目、ベッド数等	内科・外科、糖尿外来、 180 床
協力医師	樋上 健 院長
協力歯科機関名	寒竹歯科
協力医師	西野医師、井田医師

#### 9. 苦情相談機関

ホーム苦情相談機関	担当者氏名： 堀田 将伸 小規模多機能ホーム いきいきの家稲毛海岸 (電話) 043-307-8206
外部苦情申し立て機関 (連絡先電話番号)	機関名： 千葉市役所 健康福祉局 高齢障害部 介護保険事業課 (電話) 043-245-5062
外部苦情申し立て機関 (連絡先電話番号)	機関名： 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 (電話) 043-254-7404
外部苦情申し立て機関 (連絡先電話番号)	機関名： 千葉県運営適正化委員会 (電話) 043-246-0294

## 10. 重度化した場合における対応に関する指針

### ① 緊急の場合

かかりつけ医または協力医療機関等へ搬送し受診する。

症状に応じて救急車を要請する。

いずれの場合も速やかにご家族へ連絡をし説明の上、理解を得るものとする。

### ② 入院が長期化した場合

入院期間は1ヵ月を目安とし在宅復帰が可能であれば登録を継続する。

病状により在宅復帰が望めない場合は、利用契約を終了する。いずれの場合も利用者・家族、医療機関の連携のもと十分話し合いを持った上で決定するものとする。

### ③ 終末期（看取り）に関しては、以下の通りにする。

在宅で終末期を希望される場合は、主に介護職員による終末期（看取り）介護となります。医師、家族と十分に話し合い終末期（看取り）介護の計画を作成し、終末期（看取り）についての同意書を得ることとなります。また、終末期（看取り）についての同意書は、定期的に話し合いを行いその都度、同意を得ることとなります。

## 11. 虐待防止に関する指針

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為に法律を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

### ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

／虐待防止に関する責任者 管理者 堀田将伸

### ② 苦情解決体制を整備しております。

### ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等をします。

## 12. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

令和 年 月 日

(事業者) ホーム名： 小規模多機能ホーム いきいきの家稲毛海岸  
住 所： 〒261-0012  
千葉県千葉市美浜区磯辺 1-50-2

説明者名： 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所：  
氏 名： 印

(利用者代理人)  
住 所：  
氏 名： 印

(身元引受人)  
住 所：  
氏 名： 印